

通信

いわて地域総研



春を告げる北上市和賀町藤根地区のザゼンソウ群生地

- 2016年度 「岩手の再生」第3回講座
「メガソーラーと山村の再生を考える」
岩手大学農学部教授 比屋根 哲 氏
- 2016年度 「岩手の再生」第4回講座
「電力自由化～再生可能エネルギーと原発はどうなる?～」
岩手地域総合研究所理事長 井上 博夫 氏
- 東日本大震災津波 6年のつどい
開会あいさつ 東日本大震災津波救援・復興
岩手県民会議代表世話人 前川 慧一

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール
Tel・Fax: 019-624-6715
メール: i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

目 次

表紙写真

写真撮影・記事 「春を告げる北上市和賀町藤根地区のザゼンソウ群生地」
事務局

1 P ~ 2 P

特 集 2016年度「岩手の再生」第3回
「メガソーラーと山村の再生を考える」
岩手大学農学部教授 比屋根 哲 氏

3 P ~ 5 P

2016年度「電力自由化～再生可能エネルギーと原発はどうなる？～」 6 P ~ 8 P
岩手地域総合研究所理事長 井上 博夫 氏

記 事 東日本大震災津波 6年のつどい
開会あいさつ

東日本大震災津波救援・復興

岩手県民会議代表世話人 前川 慧一 9 P ~ 10 P

表紙写真

春を告げる北上市和賀町藤根地区のザゼンソウの群生地



盛岡から県道13号を約1時間南下したところに稲葉神社があります。ここ北上市和賀町藤根地区には、以前には陸軍の飛行場があった広大な原野（後藤野）がありました。この神社の東側にいる稲葉湿原には、地域の自治会の皆さんが大切に管理してきたザゼンソウの大群落があります。

4月2日、訪れた際には、丁度見ごろの時期で、ひっそりとたたずむかわいらしい姿に春を実感しました。

ここは、豊かな地下水は、此の稲葉湿原に、ざぜん草、エンコウ草など数々の植物群を育み、平地では他には例のない貴重な場所として大きな注目が寄せられている。特に、ざぜん草は自生地としては本州の東限ではないかと言われ、この大群生は西に広く分布し東北一とも言われている。

（※現場にあるざぜん草の里案内板から）

また、この地区には、日中戦争や太平洋戦争に出征した農民兵士の7千通の軍事郵便と戦争体験に関する資料を収集、保存、展示し、その遺憾を回顧しながら歴史の実状を後世に正しく伝えることを目的とした北上平和記念展示館があります。

2016年度「岩手の再生」第3回

「メガソーラーと山村の再生を考える」

岩手大学農学部教授 比屋根 哲 氏

岩手地域総合研究所主催による2016年度第3回連続講座「岩手の再生」が、2月4日(土)アイーナにおいて、会員や市民など31人が参加して開催されました。「メガソーラーと山村の再生を考える」と題して、岩手大学農学部教授の比屋根哲氏が講演しました。以下、講演の模様について事務局でまとめたものを掲載します。

私の今のメインは、環境教育ですが、森林計画学を専門にしていることもあり、井上先生と軽米のメガソーラーの調査をしたことについて報告させていただきま

す。

3・11の福島原発事故以降、自然再生可能エネルギーへの注目が大きくなり、各地にメガソーラーがつくられるようになってきました。ただこれについては環境や地域振興の観点から疑問視する声も各地で出ているということです。地元ではかなり反対運

動も起こっている事例があると

いうようなことです。

そういうこともあるので岩手県の軽米町を事例にこのメガソーラーの導入と山村振興の関りを考えるということで、みなさんと一緒に考えさせていただきま

す。

軽米町にどんなメガソーラーが建設されるのか

2015年3月に軽米町でつくられた「再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計

画」では、大規模なものとして154.6ha、300haの太陽光発電が計画されている。そんな開発があり得るのだろうかというところで気にはなっていました。

実際に動き出したのは、2015年の段階で、業者として株式会社レノバというところが音頭を取っている手掛けています。

株式会社レノバが、これまで全国で手掛けてきた実績は、最大規模でも29ha程度であり、できて1年足らずであり、現時点で問題点も明らかになっていません。軽米町の場合には、あまりにも大規模であり、今後町内のあちこちにできていくこととなります。



土砂が流れない保証はありません。濁流が全部流れないように調整池をつくるという話はわかるのですが、それ以外に土壌の浸食は必ず起こるだろうなど、いろいろ考えると私の感覚では無理があるのではないかと思います。ソーラーをつくるために虫食いされたあとの山が、本当に維持できるのかというのが私の危惧しているところです。

皆伐された後の森というのは、ほとんど端から痩せていくのです。そういうような状況がまず森の問題として私は気になります。

それで実は各地に反対運動が起きているという話で直接は関係ないのですが、「住民と自治」という雑誌の2015年8月号に傘木さんという方が、いくつかの問題点を挙げています。工事に伴う騒音、振動、工事車両の往来、存在していることだけで景観や生態系への支障・影響、反射光による障害、電波障害、あとは廃棄後にどう処理するかで大量の化

学物質、そういったものが汚染していくような形で出てくるといことが当然考えられわけですね。

その他「売電目的の事業は、結局のところ大規模電力消費地を支え、電力における地方の従属性を固定することになりかねない」という分析をされています。

それでは軽米の導入はどうなっていくのかということですが、軽米の事情をまず知っていただかないといけません。

75%が森林です。日本の国土の76%ぐらいは森林なので平均的などころなのです。林野面積の38%は人工林なのですが、大半が5ha以下の零細所有者です。単独で自分の家だけで経営を回すなんてことはできないというようなどころで、50ha以上の所有者も全体のわずか2%しかいない、そういう条件のところメガソーラーがやって来たということですよ。

2012年12月に再エネ法というのができて、それに基づい

て県では地球温暖化防止実施計画を策定して、各市町村にメガソーラーの適地がないか呼びかけて、それに呼応した市町村の情報を県が公告して、これを事業者が見ているわけですね。

2014年10月に町長を会長とする協議会が結成されています。2016年4月13日、軽米町と(株)レノバと合同会社東と西、さっきの155haが西で、300haのところか東だと思うのですが、その4社で協定を締結しているのです。そうやって現在進行中で、今どんどん増えている状態だと思います。

協議会というのはどういう意味があるのかということですが、業者が単独でここにつくりたいと言ったらいろんな法律をクリアしないといけないのです。7つの法律が書いてあります。これをいちいち役場に行つて業者がやらなければいけない、そういう煩雑さというのはものすごく時間もかかるし面倒なのですが、業者がやらなければいけない手続き

を、全部行政のほうで手伝つてやってもらえるというのが、非常に促進する中身になっていくわけですね。ただ協議会の議事録を全部見せていただきましたが、まづ押さえておきたいのは、かなり拙速な議論になっていて十分な合意形成が本当はされるべきだったのです。例えば原状復帰、ソーラーパネルを外したあとにどうするかという話でもかなり懸念が出ています。一度も協議会として現地視察していないというのが、私なんかは信じ難いのですが、そういう形でつくられたというのがありありとしているというのが私の受け止め方なのです。

林地開発は町内環境を激変させる、木材産業を支える林業を考えるべき

私が気になった問題は、林地開発による環境への影響は本当にかどうかというのと、計画書では実は林業振興を謳っているのですが、本当につながるの

かというのが、やはり今後の軽米町だけではなくて他の市町村でこういうのが出てきたときにどう対応するかということも大事だと思つたので、ちょっと考えていただきたいなと思つたところです。保安林や国有林については、林地開発とか森林環境も一応厳しいことを書いてあるのです。土砂災害関係についても縛りをかけているように見えるのです。

ところが、軽米町には国有林はないのです。保安林も実は大部分町内の民有林ということだ該当しないのです。

ただ、やはり林地開発行為の上限は設定しないと乱開発されてしまうので、10%以下にしますと言つて、それはかなり厳しい縛りをかけているように見えますが、10%というのは全森林面積からすると1800haなのです。逆に言うと1800haに縛りをかけているように見えるのですが、1800haまでは拒否できない可能性があるのです。私の感覚ではちょっとあり得

ない、町内環境はたぶん激変するであろうというのが私の感覚です。

原状復帰については、県の林業振興課長がこういう発言をしています。「メガソーラーが20年間を終わって撤去されるときに、心配をしている。造林だけでなく、その後の下刈りなどしないと現状に復帰するには、相当時間がかかるということを確認していただきたい。将来のことも考えて計画していただきたい。そうすれば、10%(1800ha)などはとてもじゃないけど、そうしたパネル設置は難しいのではないかと思う。」そういうふうにさすがは林業の専門家というか私も非常にそれはよくわかるのですが、大事なのはここなのです。

ます。これを原状回復の定義にしています。

原状回復を1年程度かけて行いますと言ったのです。調整池は5年ぐらいかかるというのですが、土地をお返ししたあとには、借りする前と同様にご利用いただけます。それはそうなのでしょ、やはり植林はするみたいですね。

森林に戻すには、1年ではできないのです。これだと全然原状復帰したことにならないのです。あとは環境の話で言うと、やはり土砂流出の懸念ですよね。軽米町では15haもの調整池が必要だということ、本当につくるのかという話ですよね。それが一点目の私の懸念です。

もう一点目は林業振興につながるのかどうかということで、私はやはりつながらないのかなと、これも林業の専門家が見ないとわからないところがあります。林業と言っても狭い林業で、木材生産で木を伐って、それを木材加

工してという木材産業を支える林業のことを私は中心に考えるべきだと思うのです。

環境保全との調和が図れる持続可能な森林経営

そろそろまとめの話になりますが、論点としてあとの時間で、メガソーラーの導入は地域の再生のために賢い選択だったのかとか、これから選択するところは本当にそういう選択がいいのかという話を、みなさんの話の中で深めていただければと思います。

森の取り扱いについてはある程度わかるので、そういったところについて正攻法というのを考えるとしたら、実現は難しいのですが、正攻法を考えるとしたらここかなという話をしたと思います。正攻法としては環境保全との調和が図れる持続可能な森林経営、これは世界的に取り組まれているのです。頑張つて日本でも取り組もうとしている流れはあるのです。

森林というのは生産の手段な

ので、そこをやはり生かした林業、木材産業を地域の中で実現させるにはどうしたらいいかというふうに知恵を絞るべきだと、当たり前のことなのですが、それが私の考えです。

持続可能な森林経営という感じで森林経営をどんどん広げていこうというのは、日本もモントリオールプロセスという健全な森林経営をつくつて、健全な森林経営をやっているところからしか木材は買わないという運動もあるのです。

日本は、モントリオールプロセスといういろんな指標をつくつていきまして、それに合致したところは認証していったって、そういう経営を優遇していったって話なのです。ひとつは、こういう方向を地域でも目指すべきなのだろうなと思います。

講演後の質疑応答では、軽米町からも町会議員や協議会メンバーが参加し、現況報告がされるなど、活発な意見が交わされました。

2016年度「岩手の再生」第4回
「電力自由化」再生可能エネルギーと原発はどうなる？」

岩手地域総合研究所理事長 井上 博夫 氏

岩手地域総合研究所主催による2016年度第4回連続講座「岩手の再生」が、3月4日（土）アイーナにおいて、会員や市民など23名が参加して開催されました。「電力自由化」再生可能エネルギーと原発はどうなる？」と題して、岩手地域総合研究所理事長の井上博夫氏が講演しました。以下、講演の模様について事務局でまとめたものを掲載します。

最初、電力自由化をめぐるスケッチですが、これはいろんな電源が原子力、化石燃料、再生可能エネルギーとある中で、これらに対して電力自由化がどのように作用していくのかということです。

その中でも原子力と再生可能エネルギーの両方について焦点を当てて考えてみます。

そこで問題は本当に電力自由化でもって消費者選択が働き、我々消費者が電気を変えていくことができるというふうになるのかどうかという問題だという

ことです。そこで問題としてひとつ課題があるのが、送配電が別途必要だということですね。それで原子力の場合には自由化の影響とがあるのかなというのを考えてみました。

まずひとつは、新規参入が生じてくるでしょう。競争が拡大するという話でしたが、電気を売るといふ商売を電力会社だけではなくて、新しい電力会社がつくられ、そこも電気の販売をするようになってくる、そうすると価格の面でも電源の選択の面でも多様な

ものが出てくるので、その競争の中で既存の原子力を使っている一般電気事業者も競争をしなければいけないということになるわけです。

その際に、原子力の問題としては、福島第一原発の事故がありましたが、その事故の賠償金と除染費用が原発の発電コストに入ってくると高くなっていく。それから、さらに立地の困難というのが現実を生じてきています。再稼働も難しい、さらに更新ということもできるかどうか怪しい、新設に至ってはますますということになっていきます。



これらのことを考えると、もう民間企業ではこうしたコストやリスクに耐えることができるような安定的経営というのはできないのではないかと、従ってほっといたら自由化のもとでは、企業は原子力発電を選択しなくなる、つまり発電の側からでも原子力を選択ばなくなるのではないかといいことです。

小規模分散型の再生可能エネルギーを市場でネットワーク化する場合の問題点は、どういうシステム、あるいは制度、法律も含めて、どう制度をつくっていくのかということが問題で、それに対応して技術というのは開発されてきているし、十分できるのではないかと、というふうにな主張されているのです。

それから発電コストは、現状では再生可能エネルギーは高いのです。だからほっといたら売れないということになるので、FIT（固定価格買取制度）が導入されています。

それから中立的な送配電シス

テム、これは最初のほうで申し上げましたが、電気の生産と消費はそれぞれ分権的に行われる。例えば送配電は全体を通じて、いわば社会資本的に運営されなければいけないということなので、そこで特定の発電会社と送配電の事業とを切り離すということで、2020年に分離されるということに法律上決まっています。

原子力と再エネというのは、仲が悪いのです。両方をうまく働かせるというのは、なかなかうまくいかないのです、どっちに日本はこれから進んでいくのだということを決めていかないと、どういう制度をつくったらいいのかということが、はっきりしないということになるのだと思います。

自由化後の現況

さて、次は自由化後の現況はどうなっているかというお話ですが、もともとはそれぞれの地域独占の一般電気事業者と契約をしていたけれども、自由化後他社に切替えたという契約者のパーセ

ントでは、多いところを見ると、東京電力が4.6%、関西電力が3.7%、東北電力はというと1%でまだあまり進んでいない、それからその他は中国とか北陸とか四国とかが進んでいない、要するに市場規模が一定程度ある東京や関西を中心に新電力が参入を行ってきているという状況だと思います。

ちよつともう今更と思われるかもしれませんが、総量として電力不足が起きているか起っていないかという話です。

直感的に見て一時期のような強い節電指導もないし、電気が止まって困るという状況も出ていないので感じているとおりだと思います。夏のピークになる時期で予備率というのがあります。要するに最大の需要に対して供給力があって、どれだけ予備があるかという予備率で見ると皆ありますね。若干少ないのが関西電力ですが、それでも8.7%ある、東北電力は2.6%ということだから、相当余裕を持って電力は

足りているということです。どうやって足りているかという話ですが、石炭とガス、石油というのに依存している。化石燃料依存が非常に大きいということ、だから化石燃料部分を減らしていくという必要があるということだと思います。

電力自由化の経過

電力業が成立してきたというのは明治維新以降ですね。その後民間の電灯会社がつくられて、ピークは1921年ですね。このときで全国840の電気事業者が生まれました。それが変わってきたのが1938年の国家総動員法の制定によります。

戦時下で資源と労働力、資金を戦争に向けて動員していくという体制がつけられたわけですね。その中で、同じ年に電力管理法ができました。これで発電電というのは、単一の会社、日本発送電株式会社担わせるということになったわけですね。

配電の統制もそのあと続いて、

配電については全国9配電に分けてやる体制ができたということとです。それで戦後を迎えて電気事業再編成令が出されて、ここで9電力による地域独占体制というのが生まれたということですね。そのまま1990年代になって電気事業法改正がずっと続いて、ちよつとずつ電力の自由化が行われてきて、それぞれの地域独占の企業以外にも参入できて、大規模な消費者は、それを買うことができるというふうになってきた、そして2016年に小売全面自由化になったという話です。

さて自由化するときに固定資本で一番大きいのが送配電部門だったということなので、発電部門は分散化でいいよ、自由化するよ、競争に任せるよ、だけど送配電部門はそれとは全く逆に完全に規制する部門にしなければいけない、かついろんな発電会社とは中立的に送電のみ行うというふうにしなければいけない、それから小売部門も自由化だよということになります。

課題…再生可能エネルギーと

原発

再生可能エネルギーと原発はこれからどういう課題があるかということですが、電気事業法改正によって自由化がされて機能分離は進んだのですが、再生可能エネルギーの発電比率は、まだ3%程度で本当にごくわずかです。

そこでどうするかという話ですが、市場経済システムのもとで持続困難な原子力というのが、再稼働、ベースロード電源の位置付けになっっているという問題があります。

それから原発の費用は、今年になつて出てきた問題ですが、廃炉費用とか賠償費用を全ての電気事業者の負担にする。そうなると一生懸命風力やらバイオマスをやっている事業者も福島原発の賠償費用を負担しろという話になるとということなのです。そうするとコストに見合った市場が形成されないということになってくるということなのです。

再エネ特措法というのができてFITができたわけですね。そこでは送配電事業者は、接続請求に応ずることを義務付けているというわけです。

でも、全体として日本の再エネ比率は3%しかないのです、これを10%、20%、30%と増やしていこうと思ったら、接続可能量が今の状態では無理だということなので、その制度、仕組みを変えなければいけないという話です。

再エネを増やしていくということになると、発想を逆転しないといけないわけです。つまりベースに変動的な電源をできるだけ置いていこうというふうにするのと、電源が変動するのに合わせて追加的供給力を保持するような電源構成にしなければいけない、そうすると柔軟性のない電源とこのころに入ってきてこられると困るということになる。その最たるものは原発だということなので、結局再エネ選ぶのか、原発選ぶのか、どっちなのかはつきり

しろということをしなないことには、どっちもうまいこといかないということになるのだと思います。

地域再生につながる再生可能エネルギー開発への期待

さて最後です。再生可能エネルギーを期待する声というのは非常に高いわけです。ただ一方で、前回お話があったように、山の木を全部切り崩して太陽光パネルを張るといのはいいのとかか、あるいは森林を丸ごと伐採して木材を燃やして木質バイオマス発電でいいのかという話で、全然再生可能ではないじゃないという話になってくるので、そういう意味では再生可能エネルギーが全体的にいいというよりは、地域に役立つ、環境にいい再生可能エネルギーが開発されてほしいというふうに思うのです。

福島の場合は、飯館電力株式会社というのがありまして、飯館村の地元資本を先行し、地元や県内の技術を結集して新産業創出と

若者の雇用を目標とするというふうになっています。

面白いなと思ったのは、ソーラー・シェアリングという言葉を使っています。太陽光パネルを張ることによって、全部発電で太陽の光を取ってしまうのではなくて、太陽光で発電をしながらまばらに太陽光パネルを高めに張ったりすることによって適度な光が入って、その下で耕作もできるというふうにする、そして太陽光の発電した電力を売った収入とこのことを、太陽光を分け合いますよというやり方をしているということなのです。

自然収奪的な再エネではなくて地域再生の糧になるような再エネをつくれたらいいよねという話です。

岩手県は、そもそもいっぱい再エネの種があるのですが、もつと賢いやり方したら何とかならぬの話は終わりにしたいと思いません。

「東日本大震災津波6年のつどい」開会あいさつ

東日本大震災津波救援・復興
岩手県民会議代表世話人

前川 慧一

全県から、被災地各地からご参加のみなさん、大変ごくろうさまです。ご多忙の中、ご臨席いただきましてご来賓のみなさま、ご講演くださる井上博夫先生、シンポジストのみなさま、ありがとうございます。

東日本大震災で、1万5,893人、関連死2,553人のかけがえない命が失われ、いまだ2,553人が行方不明となっています。岩手では、4,673人、関連死460人が犠牲となり、1,122人の行方が知られていません。

ご当地、陸前高田市では、関連死、行方不明者に加え1,806人、人口の8%にも及びます。なかでも市職員は、113人を失い、県内最大の犠牲者を出しました。

ここに、あらためて犠牲となられた方々に哀悼の意を表すとともに、

被災されたみなさんにお見舞いを申し上げます。

あの震災から6年、いまなお12万人の被災者、岩手では14,463人が仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされています。

被災地では、防潮堤、道路、山を切り崩しての高台造成、区画整理、宅地などインフラの整備、災害公営住宅の建設、地盤のかさ上げによる商店街、中心街の再建が図られつつあり、ダンプカーがあわただしく行き交っています。

災害公営住宅の完成は、岩手県の目標5,694戸中、約8割方進んでいます。入居者の43.5%は65歳以上の高齢者世帯で、一人暮らし世帯も約3割です。

昨年末現在仮設住宅や災害公営住宅で誰にも看取られず、ひっそり

亡くなっておられた「孤独死」が48人に、震災関連の自殺者は41人に達しています。せつかく助かった命を、こうした形で失っている……悲しい現実です。

快適なはずの災害公営住宅での重い鉄の扉、一日中誰とも話すこともなく、津波にさらわれた妻との話らしい日々を思いつつ、一人での食事……私たちは、被害者に限らず「一人ぼっちの高齢者」をなくすコミュニティづくりの運動、「心のケア」のための行政による支援員の配置や集会所の活用なども強く働きかけていきたいものです。



あの3・11の夜、停電、余震におびえる小さなお子さんを家族に託し、ガレキを踏み越え病院にかけた看護師、次々に負傷者が担ぎ込まれてきます。そこに子供たちの安否を心配しながら目を真つ赤にして、懸命に働く看護師たちがいました。

こんな時には、子供に寄り添っているべきなのに私は出勤してしまつた……と後悔にさいなまれながら働く看護師……

その日からしばらくたつたある日、小さな娘が言いました。「ママは、かんごしさんだから、患者さんを助けるんだよね。わたしも大きくなったら、ママみたいにかんごしさんになりたいな」と言ってくれたというのです。

釜石・東日本大震災を記録する会が募集した、津波体験集「3・11その時私」第一集にお寄せいただいた県立大船渡病院のある看護師の手記です。

みなさん、被災地の復興、被災者の生活再建は、まさにこれからです。しかし、国は、「復興費用は、全

額国が負担する」と約束していながら、昨年度から被災県、市町村に一部負担を押し付けてきました。

私たちが県民会議は、こうした約束違反の撤回、全額国庫負担を求めて、復興庁に赴き、直に復興大臣に要請書を手渡ししてまいりました。国土交通大臣に面会、JR東日本本社への要請行動に参加、医療費免除続行を求めての県議会請願などを行ってまいりました。

今、住宅建設費用は資材や人件費の高騰により、坪当たり70万円〜80万円にも達しています。しかし、支援金は最大300万円に据え置かれたままです。

土地の取得と住宅再建で、新たに借金を背負ったり、あきらめる被災者も少なくありません。

日本は、「災害列島」ともいわれています。津波が来なくても大地震、火山爆発、台風による暴風、洪水など自然災害が襲ってきています。ここ2〜3年間だけでも熊本大地震、鬼怒川大洪水、御嶽山大噴火、台風10号による山津波、近い将来には、南海トラフ大震災、首都直下地震、

週刊誌では富士山噴火も予想されています。こうした状況のもとで、被災者への住宅再建支援金500万円への引き上げ、被災自治体への復旧、復興費用の全額国庫負担などは、国民の命とくらしを守る責任がある国の義務ではないでしょうか。

このたびの大震災を契機に「災害列島」にきちんと向きあつた防災対策、住宅再建支援金の改善など、国民本位の制度の確立、「(仮称)新災害基本法」の確立が緊急課題となっていると思っています。

今、被災地は、震災以前にもまして、人口が激減しています。

私が転居した宮古市では、大手ゼネコンへ110億円をかけて市庁舎の建設をメインとする新駅建設など駅前を中心とするまちづくりがすすめられようとしています。

そのもとで、宮古の漁業と観光の目玉、魚菜市场からは撤退する店が相次ぎ、中心商店街にも空店舗が目立つようになっていきます。一方で懸命に営業を再開、希望ある街づくりを求める声も高まっています。

昨年8月末の台風10号による

大被害は、高齢者、障がい者の避難対策、防災対策、福祉施設の設置場所等にさまざまな教訓を残しました。洪水を大きくしたとも言われる荒れ果てた山を放置せず、自然と森林の保全も重要な課題となっています。

県の台風10号災害対策で、被災者の医療費、介護保険利用料等の免除、商工業者への大震災並みの支援実現、住宅再建にも宮古市、久慈市、岩泉町が200万円の独自補助を実現したことは、喜ばしいことです。

みなさんの地域の現状、切実な要求、課題について、ぜひ積極的にご発言をお願いします。

最後に、災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称:全国災対連)の呼びかける「被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げることを求める国会請願署名に大々的に取り組むこと。そのために、被災地の運動組織をあらためて再整備し、位置づけを明確にし、住民運動として発展をはかられま

すよう呼びかけます。

被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を勝ち取る歴史をつくる誇りと喜びをもって大いに頑張りましょう。本日は、ご苦勞様です。



「住民と自治」537円+税



「子供の貧困」解決への道実践と報告からのアプローチ
浅井 春夫(著)

2,300円+税

会員募集中

研究所では会員を募集しています。

事務局まで連絡願います。

(TEL) 62416715